スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

スーダンにおいては、1983年以降、スーダン北部を拠点にイスラーム法を導入し、アラブ民族主義に基づく国家建設を目指すスーダン政府とキリスト教徒主体の南部を基盤としたスーダン人民解放運動・軍(SPLM/A)(以下「SPLM/A」という。)との間で、20年以上にわたり武力紛争が続いていた。

2002年1月、東部アフリカ諸国とアメリカ合衆国等の仲介により、 紛争終結に向けた本格的な和平プロセスが開始され、同年7月には、スーダン政府及びSPLM/Aの間で、6年間の暫定移行期間の後、住民投票にてスーダン南部地域の帰属を決定すること及び同南部地域にはイスラーム法を適用しないことの二項目を柱とするマチャコス議定書への署名が行われ、その後も和平プロセスは進展し、「停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する枠組み合意」を始め「富の配分に関する議定書」、「アビエの帰属に関する議定書」、「恒久停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する技術合意」等への署名が行われた。2005年1月、上記のスーダン政府及びSPLM/Aの間の諸合意をまとめた「南北包括和平合意」(以下「CPA」という。)が署名され、武力紛争は終結した。

国際連合安全保障理事会は、スーダン政府及びSPLM/Aの要請を受け、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務とする国際連合スーダン・ミッション(UNMIS)を設立し、現在も活動している。

南部スーダンの独立の是非を問う住民投票(以下単に「住民投票」とい

う。)は、CPAの履行の一環として、本年1月9日から15日までの間、 南部スーダン住民投票委員会(以下「SSRC」という。)により実施された。

住民投票に係る要員の派遣については、国際連合から我が国を含む国際社会に対して本件住民投票に係る監視について要請があったことを受けて、我が国として検討した結果、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件は満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、スーダンの住民投票に関する国際的な選挙監視活動に対し、人的な協力を行うこととした。このため、昨年12月10日、「スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施について」及び「スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成22年政令第243号)」の閣議決定を行い、同月15日にスーダン住民投票監視国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果に関する事項 住民投票監視要員のうち5名(民間人4名を含む。)は、昨年12月2 3日に本邦を出発した。これらの要員はジュバに展開し、住民投票監視要 員本隊の受入準備、治安情勢を含む現地情勢の調査及び投票期間中の監視 ルートの確認等の業務を実施した。そして、同月31日には、本隊10名 (民間人6名を含む。)が本邦を出発し、隊長を含む5名がハルツームに、 その他の5名がジュバに展開した。隊長は、本年1月4日まではハルツー ム、以降はジュバにおいて、政府及び国連関係者等との会談やメディアへ の取材対応を通じて、スーダンにおける自由かつ公正な住民投票が平和裡 に実施されることを期待するとの我が国の姿勢を表明し、その他の要員は、 各活動地域において、政府、国連関係者及び他の国際・国内監視団等と緊 密に連携し、治安情勢を含む現地情勢の調査及び分析を行うとともに、投 票直前の各地の状況や投票準備状況の調査、投票期間中の監視ルートの確 認等の業務を実施した。同月9日から15日までの投票期間中、ジュバで は4チームがジュバ郡内の全15パヤム(郡の下の行政単位)における8 1か所の投票所で、ハルツームでは1チームが市内及びその近郊の49か 所の投票所で、それぞれ監視活動を行い、全体では、延べ241回の監視 活動を実施した。同月18日、隊長が、ハルツームにおいて、住民投票が 全体として大きな混乱もなく、自由かつ公正に、また平和裡に実施された と評価し、これを歓迎すること等を内容とする所感を発表し、同月19日 までに、全員が業務を終了しスーダンを出発した。

SSRCが本年2月7日に発表した住民投票の最終開票結果によれば、 有権者総数約395万人に対して投票率は約98%で、有効投票総数約3 84万票のうち約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する ものであった。

この結果を受けて、同日、スーダン大統領府は、同結果を受け入れる旨の大統領令を発出した。

3 まとめ

今次の住民投票に係る投票及び開票は、全体として大きな混乱もなく自由かつ公正に、また平和裡に行われた。また、約98%にも及んだ高い投票率は、住民投票に対するスーダン政府、南部スーダン政府、そしてSSRCの多大な努力と有権者の熱意を示したものと言える。

スーダンでは、紛争終結以降、CPAを通じて和平プロセスが進展している。我が国は、スーダンの安定はアフリカ地域の平和と安定のために不可欠であるとの認識の下、CPA履行プロセスを通じた同国における平和の定着と民主主義の進展に向けて、政府開発援助による支援等の二国間援助を実施するとともに、関係する国際機関を通じた協力を行ってきた。CPA履行の最終段階において実施された住民投票は、CPA履行の成否の鍵を握る極めて重要な意味を持っている。我が国が、国際社会の一員として、今回の国際平和協力業務により、この重要な住民投票が自由かつ公正に、また平和裡に実施されるかどうかを監視することを通じて、CPA履行プロセスに貢献することができた意義は大きい。

我が国要員は、その能力と経験をいかして効果的に国際平和協力業務を 実施したが、政府としては、今回の貴重な経験を今後の業務にいかすこと が肝要と考えており、国際平和協力法に基づく活動に関しては、今後とも、 国民の理解と支持を得つつ進めていくこととしたい。

投票期間中の我が国要員配置図

